

【資料2】

関係例規

- 枚方市都市交通会議設置要綱 P1～P2
- 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程【抜粋】 P3～P5
- 枚方市情報公開条例【抜粋】 P6

○ 枚方市都市交通会議設置要綱

令和 8 年 1 月 8 日制定

枚 方 市 要 綱 第 3 号

(設置)

第1条 地域の特性及び実情に即した輸送サービス等の確保その他の交通事業とまちづくりが連携した交通施策の推進を図るため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「戦略要綱」という。）第2に規定する協議会として、枚方市都市交通会議（以下「都市交通会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 都市交通会議の所管事項（以下「所管事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 枚方市総合交通計画（地域交通法第5条に規定する地域公共交通計画及び戦略要綱第3に規定する総合交通戦略を一体的に定める計画をいう。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 枚方市総合交通計画に位置付けられた事業の実施、推進及び進捗管理に関すること。
- (3) 市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成等)

第3条 都市交通会議は、次に掲げる機関等に属する者並びに学識経験を有する者及び公募による市民で構成する。

- (1) 枚方市
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体
- (3) 公共交通事業者に属する運転者が組織する団体
- (4) 道路管理者
- (5) 大阪府枚方警察署
- (6) 大阪府交野警察署
- (7) 関係行政機関
- (8) 市民団体又は関係団体
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める機関等

2 前項の学識経験を有する者及び公募による市民の参画の依頼に関し必要な事項は、別に定める。

(進行方法)

第4条 都市交通会議は、その会議の円滑な進行のため、会長を置く。

2 都市交通会議は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

(分科会)

第5条 所管事項について専門的な協議又は調整を行うため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 地域分科会

(2) 福祉分科会

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第6条 都市交通会議を構成する者又は構成していた者は、都市交通会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 都市交通会議の庶務は、土木部土木政策課が担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 枚方市総合交通計画推進協議会設置要綱（令和5年枚方市要綱第35号）は、廃止する。

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程【抜粋】

改正 令和4年9月5日訓令第15号

(目的)

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

<略>

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関

ロ 枚方市専門委員設置規則(昭和58年枚方市規則第65号)第4条に規定する専門委員による協議会

<略>

(会議の公開の決定等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる会議

(2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会

議に該当する理由を明らかにしなければならない。

6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(会議の公開の方法等)

第4条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、当該会議の傍聴の方法は、次に掲げるいずれかの方法のうち、審議会が認めたものによるものとする。

(1) 当該会議の開催場所に入場させる方法

(2) 審議会の会議の映像及び音声を視聴することができる場所を設け、当該場所においてこれを視聴させる方法

(3) 審議会の会議の映像及び音声を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により視聴させる方法

3 第1項の場合において、審議会は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

4 審議会は、その会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を決定するとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

5 審議会は、前項の規定による決定に際し、当該会議の次第、提出資料等（以下「会議資料」という。）を、第2項第1号及び第2号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布することを、同項第3号に掲げる方法による傍聴の場合にあっては、会議資料の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を傍聴者の視聴に供することを定めるよう努めなければならない。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

6 第4項の規定による決定については、前条第3項の規定を準用する。

<略>

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあっては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録(音声をその内容とするものに限る。)は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

(平30訓令5・旧第7条繰上・一部改正)

(会議録の公表)

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができます。

2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

<略>

○枚方市情報公開条例【抜粋】

改正 令和4年12月13日条例第34号

<略>

(保有情報の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

<略>

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

<略>